

## 令和6年能登豪雨による被災者のための入浴支援事業

### Q & A

(問1) 無料入浴支援の対象者は誰ですか。

(答1) 支援の対象となるのは、令和6年(2024年)能登豪雨により被災された輪島市、珠洲市、能登町に居住する方で、

- ・入浴設備のない避難所等で生活している方
- ・自宅や仮設住宅の断水や入浴設備の被災により入浴できない方

です。

(問2) 自宅の入浴設備は壊れていないのですが、断水で入浴できない場合も対象となりますか。

(答2) 対象となります。

(問3) 仮設住宅に入居しているのですが、無料入浴の対象となりますか。

(答3) お住まいの仮設住宅の入浴設備が豪雨により被災していたり、断水している場合は対象となります。

(問4) 避難先の旅館・ホテルで大浴場や部屋風呂がある場合は対象となりますか。

(答4) 対象となりません。

(問5) 「無料入浴サービス利用申立書」(以下「申立書」)について、同一家族の場合、申立書は家族の人数分必要ですか。

(答5) 申立書は、同一住所/避難所であれば、1家族1枚で構いません。ただし、氏名・年齢については、同一様式に人数分を記載してください。また、本人確認書類の提示も全員分必要となります。

(問6) 申立書を提出する際に必要となる本人確認書類は、どのようなものを提示すればよいですか。

(答6) 以下のような公的書類、またはそれに準じた本人確認ができる書類の提示をお願いします。

#### 【本人確認書類の例】

- ・運転免許証

- ・ 運転経歴証明書
- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・ 在留カード、特別永住者証明書
- ・ 各種健康保険証
- ・ 各種年金手帳
- ・ 各種福祉手帳（身体障害者手帳など）
- ・ 住民票の写し
- ・ 学生証 など

（問 7）「無料入浴証明書」又は「交通系 IC カード」は、発行公衆浴場以外の協力公衆浴場でも利用できますか。

（答 7）協力公衆浴場であれば、発行公衆浴場以外の公衆浴場でも利用できます。

（例）A浴場で「無料入浴証明書」発行（発行公衆浴場「A浴場」）  
→ B浴場でも、A浴場が発行した「無料入浴証明書」を提示して利用が可能（同様に、C浴場、D浴場・・・でも利用可能）